

第1章

五島市男女共同参画 基本計画の基本的な 考え方

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格と役割	3
3	計画の期間	3
4	SDGsとの整合性	3



1 計画策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の形成の促進及び、これに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、2005年（平成17年）に「五島市男女共同参画推進委員会」、「五島市男女共同参画審議会」を設置しました。

2007年（平成19年）に五島市男女共同参画計画を策定し、第1次・2次計画では、

「男女の人権の尊重と男女共同参画社会に向けた意識づくり」

「政策・方針等決定過程への男女共同参画の促進」

「職場・地域・家庭において男女が多様な生き方を選択できる社会の実現」

「島の美しい自然環境の保全と活力あるふるさとづくり」

「健康づくりと福祉の充実」

の5つの基本目標を設定しました。

第3次計画は2017年（平成29年）4月から2022年（令和4年）3月までを計画期間とし、

「あらゆる分野における男女の活躍」

「安全・安心な暮らしの実現」

「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」

「推進体制の整備・強化」

の4つの基本目標を設定し、各分野における男女共同参画、女性の参画拡大、男女の人権の尊重などに取り組んできましたが、2021年（令和3年）2月に実施した市民アンケートでは「男女共同参画社会の認知度」は前回調査時（2015年（平成27年）11月実施）と比較して2.0%減少。五島市審議委員会等の中の女性の割合も2016年（平成28年）と横ばいとなっており、残念ながら効果が数値として表れていません。

国においては、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会を目指し「あらゆる分野における女性の参画拡大」を計画の冒頭に位置付けた「第5次男女共同参画基本計画」が2020年（令和2年）に閣議決定されました。

県においても、固定的な社会通念・慣習・しきたりの改善、また、固定的な性別役割分担意識の解消のため、「男女が性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会の実現」を目指す指針として「第4次長崎県男女共同参画基本計画」を2021年（令和3年）に策定しています。

大規模災害や新型コロナウイルスの感染拡大を受けた新しい生活様式やDX社会（デジタルトランスフォーメーション：デジタル社会への変革）など、目まぐるしい社会情勢の変化に配慮しながら、男女共同参画社会づくりに向けた取組を確かなものとし、それぞれがそれぞれの能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し「第4次五島市男女共同参画計画」を策定しまし

た。なお、本計画の中では、現状を表すため一部“男性”“女性”と区別して表記しました。

2 計画の性格と役割

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく法定計画として、五島市における男女共同参画社会を実現するために「第2期 五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条に基づく推進計画（特定事業主行動計画）」など、各種計画との整合性を図りながら策定し、男女共同参画社会の形成を推進するための行動計画です。
- (2) 本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第4次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2025～」を勘案しながら市の特性や現状を踏まえて策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、2022年（令和4年）4月から2027年（令和9年）3月までの5年間とします。

ただし、今後の社会経済、環境等の変化に応じて、必要な見直しを行うこととします。

4 SDGsとの整合性

2015年（平成27年）の国連サミットにおいて採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には「誰一人取り残さない」を基本理念とし、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」として17のゴール（分野別目標）及び169のターゲットが提示されています。

ゴール5「ジェンダー平等や、すべての女性及び女児の能力強化」は、男女共同参画社会の実現や女性の活躍を推進する基本計画の施策の方向性とも重なります。本計画の策定にあたりSDGsの視点を取り入れて策定された「第2期五島市まち・ひと・しごと総合戦略」との整合性を図っており、施策を着実に進めていくことが、SDGsの推進に繋がるものと考えています。

